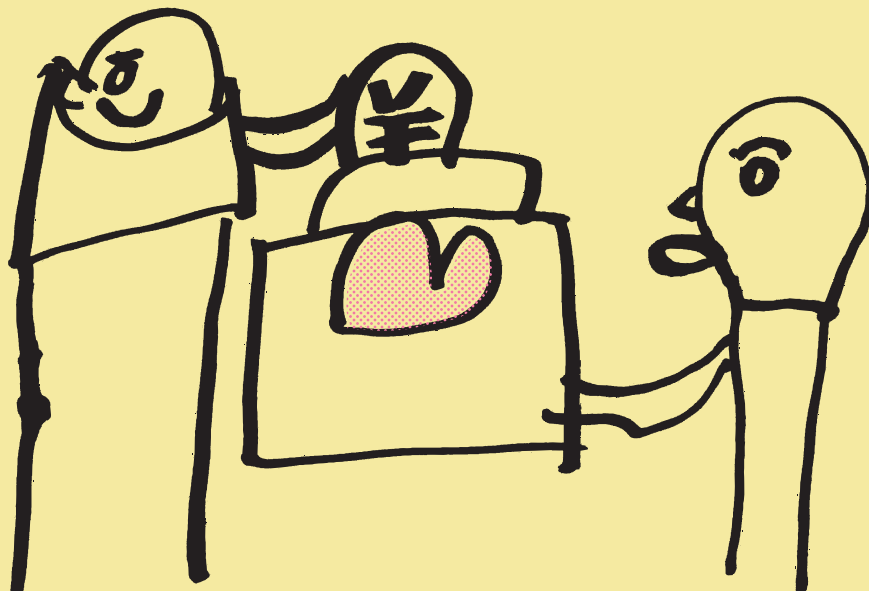


クリエイティブサポートレッツへのご寄付は、 税制優遇の対象になります。



クリエイティブサポートレッツは、認定NPO法人です。

ご寄付は、税制上の優遇措置（寄付金控除）の対象になります。

税制優遇を活用して、寛容で多様な社会の実現に向けた活動に、
ぜひご支援ください！

賛助会員になる。

1口 3,000円/年×口数

**税制優遇が受けられる
支援の方法は2通り**

寄付をする。

3,000円以上の寄付が対象

税制優遇の内容

個人の場合

所得税(国税)の支払いが
少なくなります。

静岡県内にお住まいの方はさらに…
住民税(地方税)の支払いも
少なくなります。

法人の場合

認定NPO法人への寄付は
通常の寄付とは別枠で
会社の経費として認められます。

※年末調整等では控除できません。確定申告時にお手続きください。

《控除額・損金算入額には上限があります。事前にご自身でご確認をお願いします。》

税制優遇が受けられる支援の方法は2種類あります。

① 賛助会員になる。

法人の目的に賛同し、賛助会費により法人の運営を経済面で継続的に支えていただける個人・団体の方を募集しています。総会での議決権は持ちません。会報誌・チラシ・プロジェクト報告書等の郵送やメールマガジンの配信をいたします。
(会費：1口3,000円/年×口数)

② 寄付をする。

この法人の目的に賛同し、法人の運営を経済面で、単発で、または継続的に支えていただける個人・団体の方を募集しています。(3,000円以上の寄付が控除の対象となります。)

<https://syncable.biz/associate/lets-arsnova>

ご入会（賛助会員）・ご寄付はオンラインの手続きが便利です。

非営利団体向けの支援プラットフォーム「Syncable」で、ご入会・ご寄付の手続きができます。

- 賛助会員へのご入会の場合 → 【年会員になる】→【賛助会員】
- ご寄付の場合 → 【支援する】



Syncableの団体ページ

税制優遇の内容

個人の場合①

所得税（国税）の控除

個人が認定NPO法人等に寄附をすると、所得税（国税）の計算において、【所得控除】または【税額控除】のいずれかを選択して確定申告を行うことにより、所得税の控除を受けることができます。（多くの場合は【税額控除】を選択したほうがお得です。）

● 所得控除の場合

その年に支出した寄附金の額の合計額に応じて、その年分の総所得金額から控除できます。

減税額

$(\text{年間寄附金合計額}〔※〕 - 2,000 \text{ 円}) \times \text{所得税率}$

※ 控除の対象となる寄附金合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

● 税額控除の場合

その年に支出した寄附金の額の合計額に応じて、その年分の所得税額から控除できます。

減税額〔※1〕

$(\text{年間寄附金合計額}〔※2〕 - 2,000 \text{ 円}) \times 40\%$

※1 税額控除の減税額は所得税額の25%相当額が限度です。

※2 控除の対象となる寄附金合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。

個人の場合②

住民税（地方税）の控除

認定NPO法人に対する寄附金のうち、都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金は、個人住民税の控除を受けることができます。控除の対象となる寄附金（対象となる団体等）については、お住まいの都道府県・市区町村にご確認ください。

減税額

$(\text{年間寄附金合計額}〔※1〕 - 2,000 \text{ 円}) \times \text{税額控除率}〔※2〕$

※1 控除の対象となる寄附金合計額は、所得金額の40%相当額が限度です。
※2 税額控除率は、都道府県指定の場合は4%、市区町村指定の場合は6%となります。（政令市にお住まいの場合の控除率は、道府県が2%、市が8%になります。）都道府県と市区町村のどちらからも指定された寄附金の場合は10%です。

法人の場合

特別損金算入限度額の適用

法人が認定NPO法人等に寄付をすると、一般のNPO法人に寄付した場合の一般損金算入限度額とは別に、別枠の特別損金算入限度額が設けられており、その範囲内であれば損金の額に算入することが認められます。

認定NPO法人に対する寄附金に係る損金算入限度額

- 資本がある法人
 $(\text{期末資本金の額} \times 0.375\% + \text{所得金額}〔※〕 \times 6.25\%) \times 1/2$
- 資本がない法人
 $\text{所得金額}〔※〕 \times 6.25\%$

※ 所得金額＝所得金額（当期純利益に税務調整をした額）＋寄附金の支出額

なお、寄附金の額の合計額が特別損金算入限度額を超える場合には、その超える部分の金額は一般寄附金の額と合わせて、一般寄附金の損金算入限度額の範囲内で損金算入が認められます。

認定NPO法人に関する税制優遇制度の詳細

認定NPO法人に関する税制優遇制度の詳細は「内閣府NPOホームページ」をご覧ください。最寄りの税務署へお問い合わせください。

- 内閣府NPOホームページ／寄附に伴う税制上の優遇措置
<https://www.npo-homepage.go.jp/kifu/kifu-yuuguu>



【個人の場合】

→「個人が認定・特例認定NPO法人に寄附した場合」

【法人の場合】

→「法人が認定・特例認定NPO法人に寄附した場合」

発行・お問い合わせ先

認定NPO法人クリエイティブサポートレッツ

〒430-0939 静岡県浜松市中央区連尺町314-30

電話：053-451-1355／Eメール：lets-arsnova@nifty.com

ウェブサイト：<https://cslets.net/>